様式第8号（第7条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 一般廃棄物処理業許可申請書  令和　　年　　月　　日  　　　五所川原市長　殿  申請者　住　　　所  （所 在 地）  氏　　　名  （事業所名）  代表者氏名  　下記により一般廃棄物処理業の許可を受けたいので、五所川原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年五所川原市条例第123号)第10条第1項の規定により申請します。 | |
| 申請区分 | 新規　　　更新　　　変更 |
| 取扱一般廃棄物区分 | 家庭系廃棄物　　　　　事業系廃棄物 |
| 取扱業務区分 | 収集　　　運搬　　　処分 |
| 取扱業務区域 |  |
| 処分の方法 |  |
| 車両の種類・台数 |  |
| 従業員数 |  |
| 期間 | 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで |
| （添付書類） |  |
| （１）　事業計画書  （２）　住民票の抄本（法人にあっては定款及び登記簿謄本）  （３）　申請者の履歴書（法人にあっては役員の名簿及び履歴書）  （４）　事業所、車庫、処理施設等の見取図  （５）　財産の状況を証明する書類及び車両、機材等の一覧表  （６）　従業員名簿  （７）　その他市長が必要と認める書類 | |

事　業　計　画　書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業概要 | 事業所・会社等の一般廃棄物の収集運搬。  家庭から一時的に大量に排出される一般廃棄物の収集運搬。  道路側溝等の汚泥の収集運搬。  火災に伴う残存物の収集運搬。  その他 |
| 取扱一般廃棄物の  主な種類 | ・事業系一般廃棄物  飲食店の厨芥ごみ等　会社・事業所の廃棄物  資源（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ・家庭系一般廃棄物  戸別回収　引っ越しごみ　適正処理困難廃棄物  家電リサイクル対象品目 その他（　　　　　　）  道路側溝等の汚泥　火災に伴う残存物  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 収集運搬(処分)の  契約をしている  事業所等の数 |  |
| 収集運搬(処分)の方法 |  |
| 主な処分先(種類別) | ○燃やせるごみ・・・  ○燃やせないごみ・・  ○　　　　　　・・・  ○　　・・・  ○　・・・ |
| 備考 |  |

**誓　約　書**

令和　　年　　月　　日

　　　五所川原市長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（所 在 地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（事業所名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　私並びに当社役員（個人においては使用人）は、廃棄物及び清掃に関する法律第７条第５項第４号イからルまでの規定する下記の要件のいずれにも該当しないことを誓約します。

　なお、許可後において当該要件に該当することが判明した場合には、当該許可の取消しをされても異議ありません。

記

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号イからル

イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ　この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ヘ　第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト　ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル　個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

事 業 所 見 取 図 ・ 写 真

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所所在地 | | |  | | |
| 電話番号 | |  | | ＦＡＸ番号 |  |
| 事業所見取図 |  | | | | |
| 事業所写真 |  | | | | |

車 庫 見 取 図 ・ 写 真

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 車庫所在地 | | |  | | |
| 電話番号 | |  | | ＦＡＸ番号 |  |
| 車庫見取図 |  | | | | |
| 車庫写真 |  | | | | |

処 理 施 設 見 取 図 ・ 写 真

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 処理施設所在地 | | |  | | |
| 電話番号 | |  | | ＦＡＸ番号 |  |
| 処理施設見取図 |  | | | | |
| 処理施設写真 |  | | | | |

車 両 ・ 機 材 等 一 覧 表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 車両･機材名 | 車両番号 | 型式 | 寸法 | 車両総重量 | 最大積載量 | 総排気量  又は  定格出力 | 自家用  事業用  の区分 | 政令第３条の  規定に基づく  措置又は構造 | 使用目的 | 備 考 |
|  |  |  | 長さ　　　　 ㎝  幅　　　　　㎝  高さ　　　　 ㎝ | ㎏ | ㎏ |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 長さ　　　　 ㎝  幅　　　　　㎝  高さ　　　　 ㎝ | ㎏ | ㎏ |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 長さ　　　　 ㎝  幅　　　　　㎝  高さ　　　　 ㎝ | ㎏ | ㎏ |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 長さ　　　　 ㎝  幅　　　　　㎝  高さ　　　　 ㎝ | ㎏ | ㎏ |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 長さ　　　　 ㎝  幅　　　　　㎝  高さ　　　　 ㎝ | ㎏ | ㎏ |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 長さ　　　　 ㎝  幅　　　　　㎝  高さ　　　　 ㎝ | ㎏ | ㎏ |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 長さ　　　　 ㎝  幅　　　　　㎝  高さ　　　　 ㎝ | ㎏ | ㎏ |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 長さ　　　　 ㎝  幅　　　　　㎝  高さ　　　　 ㎝ | ㎏ | ㎏ |  |  |  |  |  |

車 両 ・ 機 材 等 写 真

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 車　　両　　番　　号 | |  |
| 正面写真 |  | |
| 側面写真 |  | |
| 背面写真 |  | |

従　　業　　員　　名　　簿

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　　名 | | | 住　　　　　所 | | | | 生年月日 | | | 職　名 |
|  | | |  | | | |  | | |  |
|  | | |  | | | |  | | |  |
|  | | |  | | | |  | | |  |
|  | | |  | | | |  | | |  |
|  | | |  | | | |  | | |  |
|  | | |  | | | |  | | |  |
|  | | |  | | | |  | | |  |
|  | | |  | | | |  | | |  |
|  | | |  | | | |  | | |  |
| 合計  計 | 役　員 | 事務員 | | 運転手 | 作業員 | その他 | |  | 人 | | |
| 人 | 人 | | 人 | 人 | 人 | |

従　　業　　員　　写　　真

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 職名 | 写　　真 | 氏名 | 職名 | 写　　真 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |